

無申告の場合のペナルティーがさらに重く

税額		50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
現行	調査通知以後・処分予知前	10%	15%	
	処分予知以後	15%	20%	
	無申告重加算税	40%		



税額300万円超の無申告は加算税が10%加重

大綱案	調査通知以後・処分予知前	10%	15%	25%	新設
	処分予知以後	15%	20%	30%	
	無申告重加算税	40%			



3年連続無申告の3年目はさらに加算税が10%加重

大綱案	調査通知以後・処分予知前	20%	25%	35%	10%加重
	処分予知以後	25%	30%	40%	
	無申告重加算税	50%			